



CONTENTS

- 「わたしと年金」エッセイ募集……………2
- 社会保険の手続きはオンラインで！……………3
- 算定基礎届について……………4
- 月額変更届について……………5
- 賞与を支払ったときは届け出が必要です……………6
- コールセンターを導入しました！……………7
- 「社会保険協会費」の納入のお願い……………8
- 事業所の所在地や名称等に変更があった際は社会保険協会にもお知らせください…8



碓氷関所跡 (安中市)

碓氷関所は1623年、江戸幕府によって設置され重要な交通路として機能していた。幕府は「入鉄砲と出女」を厳しく監視した。現在、関所跡は国の史跡に指定されている。

「わたしと年金」 エッセイ 募集

世代を**超**える。
今だからこそ、伝えたい。

募集期間

令和8年6月1日（月）～
令和8年9月7日（月）消印有効

応募要項

- ・公的年金の大切さ、応募者ご自身やご家族との公的年金制度のかかわり、公的年金についてのあなたの考えなど、公的年金制度をテーマにしたエッセイ。
- ・日本語で1,000～2,000文字程度。
- ・作品用紙の裏に、氏名、ふりがな、年齢、住所、電話番号、職業または所属※（会社名、学校名等）を明記してください。
※会社、学校等を介さずに個人で応募することが可能です。
- ・内容は応募者本人が創作したもので、未発表のものに限ります。（応募作品は返却しません。）

発表

受賞作品は日本年金機構ホームページに全文を掲載する（11月下旬予定）他、日本年金機構が発行する刊行物への掲載等を行います。
受賞作品の著作権は日本年金機構に帰属します。受賞者の氏名、年代、住所地の都道府県を公表します。



詳細は、左記の二次元コードを読み取り、日本年金機構ホームページの「わたしと年金」エッセイについてご覧ください。

賞

厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選
賞状の授与並びに記念品を贈呈します。

応募資格

中学生以上の方

提出先

日本年金機構 事業推進統括部
地域年金事業グループ わたしと年金 担当
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

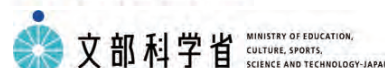
お問い合わせ先

日本年金機構 事業推進統括部
地域年金事業グループ わたしと年金 担当
（電話番号）03-5344-1100（代表）

主 催



後 援



全国高等学校長協会

全国都道府県教育委員会連合会

社会保険の手続きはオンラインで！

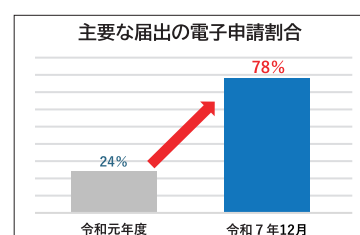
資格取得届や算定基礎届等の社会保険手続きが
届書作成から通知の受け取りまでオンラインで完結します

電子申請

資格取得届や算定基礎届等の社会保険（健康保険・厚生年金保険）手続きを、e-Govやマイナポータルを使って、オンラインで申請・届出できます。

主要な届出※の電子申請割合は、令和7年末に78%となり、多くの方に利用されています。

※資格取得届、資格喪失届、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届、健康保険被扶養者異動届、国民年金第3号被保険者関係届



オンライン事業所年金情報サービス

毎月の社会保険料額や被保険者データ等の各種情報・通知書を一度登録すると、定期的にオンラインで受け取れます。

まずはアカウントの取得を！登録は簡単！

「G BizID」スマホで簡単、アプリ認証！

- 複数の行政サービスで使える無料のIDです。
- 届書作成プログラムとあわせて利用すると、申請の手間と費用を抑えられます。



G BizID
<https://gbiz-id.go.jp>

「e-Govアカウントと電子証明書」スマートフォンによる認証が難しい方も！

- e-GovアカウントやMicrosoftアカウントも利用できます。
- 利用できる電子証明書の詳細は日本年金機構ホームページをご確認ください。



e-Gov電子申請
<https://shinsei.e-gov.go.jp>

オンライン事業所年金情報サービス※¹のメリット

名 称	概 要	メリッ
保険料納入告知額・領収済額通知書	社会保険料を口座振替で納付する事業所の、当月の口座振替額と前月の領収済額をお知らせする通知書	毎月の口座振替額・領収済額をオンラインで確認、データで管理
社会保険料額情報	月末に納付する社会保険料の見込額の情報	社会保険料の金額を、実際の通知より先に把握
保険料増減内訳書	保険料の増減に該当する被保険者、増減となった理由及び増減額の情報	前月からの保険料の増減理由や対象者が確認可能
被保険者データ	届書作成プログラム※ ² で簡単に届書を作成するための、事業所情報と被保険者情報のデータ	一部のデータの入力を省略でき、申請がスムーズに

※¹ オンライン事業所年金情報サービスの申し込み方法は日本年金機構ホームページをご確認ください。

※² 届書の作成、電子申請が簡単にできるプログラムです。日本年金機構ホームページから無料でダウンロードできます。

算定基礎届について

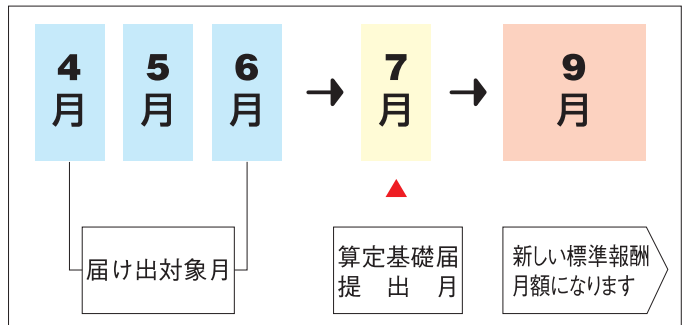
7月は算定基礎届の提出月です

●算定基礎届とは

社会保険の加入者が実際に受ける報酬と、すでに決定されている標準報酬月額に大きな差が生じないよう、毎年1回、7月1日現在の被保険者について、4・5・6月に受けた報酬の届け出を行い、その年の9月以降の標準報酬月額を決定します。＝図1

この決定を「定時決定」といい、高崎広域事務センターに提出する届書を「算定基礎届」といいます。

図1



●算定基礎届の対象者

令和8年5月31日までに被保険者の資格を取得した人で、7月1日現在の被保険者です。＝図2

●標準報酬月額とは

被保険者が受ける報酬月額を等級ごとに区分した月額に当てはめます。この月額を「標準報酬月額」といい、厚生年金保険料等の保険料や将来受給する年金額の計算の基礎となります。

●標準報酬月額の決定方法

4・5・6月に受けた報酬月額の平均額をもとに決定します。なお、支払基礎日数が17日以上月の報酬を対象とし、17日未満の月については、標準報酬月額の計算から除きます。（支払基礎日数とは、給料計算の対象となる日数をいいます。）

パートタイムの人で、支払基礎日数が3カ月とも17日未満の場合は、15日以上月が対象となります。

平成28年10月1日から適用対象となった短時間労働者の場合は、支払基礎日数は11日以上月が対象となります。

現物で支給されたものがある場合は、現物給与の価格などにより金銭に換算し各月の報酬として計算します。

※現物給与の価格については、年金事務所へお問い合わせください。

図2 算定基礎届の対象者

		4月	5月	6月	7月
対象となる人	5月31日までに資格を取得した人で7月1日現在の在職者				
	休職中、欠勤中の人				
対象とならない人	6月1日以降に資格を取得した人				
	6月30日までに退職した人				

●一般的な方法で算定すると著しく不当になる場合

当年の4・5・6月の3カ月に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間に2等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合（いずれも支払基礎日数が17日未満の月を除く。）には、前年7月から当年6月までの間に受けた報酬の月平均額から算定した標準報酬月額にて決定します。

【ただし、この保険者算定を行う場合には、事業主からの申立書及び被保険者の同意書が必要です。】

●提出方法

紙による届出を希望している事業主の方には、6月中旬以降に、日本年金機構から「算定基礎届(紙)」が送付されます。同封してある「算定基礎届の記載例」を参考に届書を作成して、7月10日までに「算定基礎届(紙)」または電子申請・電子媒体で提出してください。

月額変更届について

昇(降)給などにより被保険者が受ける報酬月額に著しい変動があった場合には、その月以降の継続した3カ月間の報酬を基にして、4カ月目から標準報酬月額を見直すこととなっています。

これを「随時改定」といい「月額変更届」により届け出をします。

次の①から③のすべてに該当する場合、届け出が必要になります。

届け出が必要な人

- ① 固定的賃金の変動(注)があったとき
- ② 変動した固定的賃金の支払い月以降、継続した3カ月間のいずれの月も報酬の支払基礎日数が17日以上あるとき。(短時間労働者の場合は11日以上)
- ③ 3カ月間に受けた報酬の平均額を標準報酬月額にあてはめ、現在の標準報酬月額と比べて2等級以上の差が生じたとき。

(注) 固定的賃金の変動とは

- ア 昇給(ベースアップ)、降給(ベースダウン)
- イ 給与体系の変更(日給から月給への変更など)
- ウ 日給や時間給の基礎単価(日当、単価)の変更
- エ 請負給、歩合給などの単価、歩合率の変更
- オ 家族手当、住宅手当、役付手当、通勤手当など固定的な手当が新たについたり、支給額が変わったとき

提出方法

「月額変更届(紙)」または電子申請・電子媒体で高崎広域事務センターまたは管轄の年金事務所へ提出してください。

ケース別固定的賃金の変動と月額変更

(支払基礎日数はすべて17日以上とする。)

※短時間労働者の場合は11日以上

ケース		①	②	③	④	⑤	⑥
報酬	固定的賃金	↑	↑	↑	↓	↓	↓
	非固定的賃金	↑	↓	↓	↓	↑	↑
3カ月の平均額(2等級以上の差)		↑	↑	↓	↓	↓	↑
月額変更		○	○	×	○	○	×

↑…増 ↓…減 ○…該当する ×…該当しない

固定的賃金の変動または賃金体系の変更がありましたか

いいえ

↓はい

支払基礎日数が全ての月で17日以上ありましたか(短時間労働者の場合は11日以上)

いいえ

↓はい

現在の標準報酬月額とくらべて2等級以上の差がありますか

いいえ

↓はい

月額変更の対象となります

月額変更の対象とはなりません

賞与を支払ったときは届け出が必要です

電子申請による届け出

賞与支払届の提出は、窓口への来訪や郵送の手間がなく24時間いつでも申請できる電子申請をぜひご利用ください。ご利用にあたってはGビズIDを使用することで簡単に申請することができます。

〈GビズIDについてのお問い合わせ〉

「GビズIDヘルプデスク」 0570-023-797

〈電子申請・オンライン事業所年金情報サービスの利用に関するお問い合わせ〉

「ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口）」 0570-007-123 → 2 番

電子媒体による届け出

届書作成プログラム（日本年金機構ホームページから無償で提供されています。）により作成し提出をお願いします。

なお、被保険者データを収録したCDの提供は終了いたしました。被保険者データの受け取りは、オンライン事業所年金情報サービスをご利用ください。

届出書（紙）による届け出

賞与支払い予定月の登録があり、紙による届け出を希望している事業主の方には、あらかじめ被保険者の氏名などの基本情報をプリントした「被保険者賞与支払届（紙）」が支払い予定月の前月に送られます。必要事項を記入のうえ提出をお願いします。

①支払い予定月以外に賞与を支払った場合には？ ②賞与の支払いがない場合でも届け出が必要です

支払い予定月以外に賞与を支払ったときは、「被保険者賞与支払届」に必要事項を記入のうえ提出をお願いします。

なお、電子申請や電子媒体による届け出もできます。

賞与支払い予定月の登録がある事業所については、支払い予定月に賞与の支払いがなかったときには「賞与不支給報告書」の届け出が必要となります。

全国の年金事務所で年金の予約相談を実施しています。

予約相談の 実施時間帯

月曜日 9:00相談開始～18:00相談開始※
火～金曜日 9:00相談開始～16:00相談開始
第2土曜日 10:00相談開始～15:00相談開始

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日となります。

○お電話の際は、基礎年金番号通知書や年金手帳、年金証書等の基礎年金番号の分かるものをご準備ください。

予約相談の申し込みは「予約受付専用電話」へ！

0570-05-4890

上記の内容についてのお問い合わせは管轄する年金事務所まで

老後の生活設計に大きな安心をプラスする公的な年金

全 国 国 民 年 金 基 金 からのお知らせ

自営業者等の皆様へ!! (国民年金第1号被保険者) 年金が増えて老後にゆとり

資料請求は全国国民年金基金 群馬支部

税金がおトクで今にゆとり

0120-65-4192へ

※ご家族または知人等へご紹介ください。

webによる
資料請求は
こちらから



生き生き健康事業所宣言

令和8年度事業所健康セミナーを開催いたします！

申込
無料

昨年度に引き続き、今年度も「生き生き健康事業所宣言」をされている事業所様向けに事業所健康セミナーを開催いたします。

セミナープラン及び開催開始日が決まり次第、セミナーのご案内を郵送いたします。併せてホームページでもご案内いたします。

コールセンターを導入しました！

令和8年6月1日（月）開始しました！

お電話がつながりにくい状況を解消するため、全支部にコールセンターを導入しました。
大規模災害時にも電話対応が可能になります！

混雑緩和！つながり
やすくなりました！



音声案内も変わりました！

〈音声案内に従って番号をお選びください〉

お問い合わせいただく方の属性によって番号が変わります

群馬支部代表電話
(027-896-5200)

- ①協会けんぽにご加入の方や事業所の方
- ②公的機関、健診機関、医療機関、損害保険会社の方
→音声案内に従い、再度番号をお選びください
- ③その他のご相談



全国健康保険協会
群馬支部

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/gunma>

協会けんぽ 群馬 検索

〒371-8516
前橋市古市町1-50-22
JOMOスクエア4階

☎ 027-896-5200(代表)

受付時間／8：30～17：15（土日祝日・年末年始を除く）

LINEお友だち
登録募集中！



令和8年度

「社会保険協会費」の納入のお願い

社会保険協会費の「払込取扱票」を同封させていただきました。この「払込取扱票」によりゆうちょ銀行(郵便局)から納入いただくか、または下記の金融機関への振込をお願い致します。

※「払込取扱票」は、ゆうちょ銀行のみで使用できます。(銀行やコンビニでは使用できません。)

※協会費は、令和8年1月現在の被保険者数により算出しております。

協会費を納付できる金融機関

群馬銀行、東和銀行、しのめ信用金庫、桐生信用金庫、
高崎信用金庫、アイオー信用金庫、利根郡信用金庫

※口座番号は、同封の「令和8年度社会保険協会費の納入について」をご覧ください。

※郵便局以外の金融機関からの振込手数料は事業所様の負担となります。

協会費に関するお問い合わせは「群馬県社会保険協会」 ☎027-224-9191まで

事業所の所在地や名称等に変更があった際は 社会保険協会にもお知らせください

事業所名称・所在地等変更届

変更年月日 年 月 日

	変 更 前	変 更 後
事業所記号	(例) 01 いろは	
フリガナ 事業所名称		
事業所所在地	〒	〒
電 話 番 号		

※「変更前」は全ての欄をご記入ください。「変更後」は変更のあった欄をご記入ください。

※変更届はコピーをしてご利用ください。

※提出は、FAXまたは郵送でお願いします。(送付書は不要です。)

F A X 027-224-3131

郵送先 371-0025 前橋市紅雲町1-7-12 一般財団法人群馬県社会保険協会